

保護者様

学校感染症で欠席された場合、この意見書を提出すれば出席停止扱いとなります。

※この意見書を忠岡町以外の医療機関で発行してもらう場合、諸費用が必要になる場合があります。

忠岡町教育委員会

学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第19条にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、登校・登園が可能であると判断しました。

療養期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

登校・登園可能日

令和 年 月 日

学校(園)名

年 組 氏 名

第1種感染症

(病名:)

第2種感染症

インフルエンザ

麻疹 [はしか]

風しん [ふうしん]

水痘 [みずぼうそう]

咽頭結膜熱 [プール熱]

流行性耳下腺炎 [おたふくかぜ]

百日咳

結核

髄膜炎菌性髄膜炎

第3種感染症

腸管出血性大腸菌感染症

流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎

コレラ

細菌性赤痢

腸チフス

パラチフス

その他の感染症

(病名:)

○ その他の感染症とは、必ずしも感染症法・学校保健安全法に規定された感染症に限らず、出席停止措置が望ましい疾患すべてが対象となります。

年 月 日

医療機関:

診察医師:

医療機関へのお願い

忠岡町立小中学校、幼稚園では、学校感染症等にかかった子どもが登校・登園するときは、この意見書を提出するよう指導しておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひします。

(なお、この意見書に係る諸費用については、町内医療機関に無料で協力をお願いしています。)